

那珂市緊急事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える給付金を交付します。

交付額

最大50万円

※前年度売上からの減少分が50万円に満たない場合は、その額とします。
1円未満の端数がある場合には、その額を切り捨てます。

交付対象要件

次のすべての要件を満たす事業者が対象です

- ① 市内に住所を有し事業を営んでいる個人事業主、または市内に本社・本店を有する中小企業者
- ② 中小企業の場合、資本金の額又は出資の額が10億円未満であること若しくは、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合に常時使用の従業員数が2000人以下であること
- ③ 平成31年（令和元年）以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ④ 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること
- ⑤ 国又は他の地方公共団体から持続化給付金等の交付を受けていない、かつ、今後受ける予定がないこと
- ⑥ 申請時点において、市税に未納がないこと

交付回数

1事業者につき1回限り

申請受付期間

令和3年2月28日(日)

※当日消印有効

申請書入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

- ① 那珂市ホームページ（下記URL）からダウンロードする
URL：<https://www.city.naka.lg.jp/page/page006592.html>
- ② 那珂市役所商工観光課、那珂市商工会で受け取る

那珂市 事業継続給付金 で検索

申請書類

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。申請書類は返却しません。

- ① 那珂市緊急事業継続給付金申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 関係書類
 - ・事業を営んでいることが確認できる書類
 - ・対象月（売上減少となった月）の売上を証する書類
 - ・対象月の比較月（前年同月）の売上を証する書類
 - ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の収入（個人事業主にあつては、対象月の前年の事業収入）を証する書類
 - ・振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
 - ・誓約書兼同意書（様式第2号）

申請方法

郵送

【提出先】〒311-0192 那珂市福田1819番地5
那珂市 産業部 商工観光課 宛て

※感染症拡大防止の観点から、3密（密閉、密集、密接）を避けるため、ご理解・ご協力をお願いします。

お問合せ先

那珂市 産業部 商工観光課

☎029-298-1111（内線245） 平日 午前8時30分～午後5時15分

<その他>

- 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を交付します。交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- 給付金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、給付金の交付決定を取り消し、給付金の返還を求めます。